

佐渡市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 佐渡市

事 業 名 : 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業
農業集落排水事業・漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共 国府川：平成7年度(21年) 両津：平成14年度(14年) 特環 相川・小木：平成9年(21年) 赤泊：平成15年(13年) 羽茂：平成17年(11年) 農集 川茂：平成19年度(9年) 漁集 多田：昭和61年度(31年) 姫津・達者：平成10年度(18年) 琴浦、亀脇：平成15年度(13年) 沢崎：平成19年度(9年) 江積・田野浦：平成20年度(8年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度 (人/ha)	公共：19.84 特環：23.95 農集：6.15 漁集：12.50	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	公共：2処理区(国府川処理区・両津処理区) 特環：4処理区(相川処理区・小木処理区・羽茂処理区・赤泊処理区) 農集：1処理区(川茂処理区) 漁集：6処理区(多田、姫津・達者、琴浦、江積・田野浦、沢崎、亀脇)		
処 理 場 数	公共：2処理場(国府川浄化センター・両津浄化センター) 特環：4処理場(相川浄化センター・小木浄化センター・羽茂浄化センター・赤泊浄化センター) 農集：1処理場(川茂浄化センター) 漁集：5処理場(松ヶ崎、姫津・達者、江積・田野浦、沢崎、亀脇)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道区域の見直しにより、一部地域を公共下水道から、合併処理浄化槽区域へ変更する予定であります。 平成26年4月市町村合併10年経過により、国府川流域下水道が新潟県から佐渡市に移管され、公共下水道となりました。 平成16年3月琴浦処理区を特定環境公共下水道の小木処理区に接続しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用量を定めた従量使用料制(税込み) 基本料金10m ³ まで1,852円、超過料金1m ³ につき236円 ※市町村合併後、各処理区で違っていた料金体系を統一しましたが、全国平均の2倍近い使用料であり、 また接続促進の妨げとなっていたため水道料金並みに値下げし、平成25年9月分使用料から適用しました。				
業務用使用料体系の概要・考え方	ありません。				
その他の使用料体系の概要・考え方	ありません。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,100 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,720 円
	平成26年度	4,212 円		平成26年度	4,597 円
	平成27年度	4,212 円		平成27年度	4,527 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	平成28年現在:13名(特定環境公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水を含む) 上下水道課:課長補佐 1名、下水道庶務係 3名、下水道工務係 5名、下水道維持管理係 2名 両津支所:上下水道係 1名、羽茂支所:上下水道係 1名 ※H21:25人、H22:22人、H23:19人、H25:16人、H26:15人、H27:14人
事業運営組織	平成16年3月1日市町村合併、本庁及び支所:水道課(下水道係) 平成18年度～本庁:建設部下水道課(庶務係、工務係、維持管理係)、支所:建設水道課(上下水道係) 平成22年度～本庁:上下水道課(庶務係、工務係、維持管理係、普及促進係)、支所:産業振興課(上下水道係) 平成27年度～本庁:上下水道課(庶務係、工務係、維持管理係)、支所:産業建設課(上下水道係)

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ場(MHPを含む)の運転維持管理を、民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	活用していません。
	ウ PPP・PFI	活用していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	国府川浄化センターにおいて、消化ガスを脱水汚泥の焼却、その熱を微生物の活性化に再利用しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	国府川浄化センターにおいて、未利用地をMICS事業のし尿受入施設に利用しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 経営の基本方針

佐渡市の総面積は、855.25平方キロメートルと広大であり、地形・集落の点在等により複数(12浄化センター)の施設を管理・運営しており、管渠工事は現在も継続して整備中であります。

下水道使用料は全国でも高い水準となっており、普及率・水洗化率は低く、高齢化に加えて人口も減少が進み使用料収入も伸び悩んでいます。

このため、現状では維持管理費を使用料収入で賄うのが限界で、資本費の回収は見込めないため、一般会計からの繰入金により経営を維持している状態であります。

このことから、持続的に安定したサービスを提供していくために、次の点を基本方針として下水道事業に取り組んでいきます。

1. 下水道への接続促進

供用開始区域での水洗化の向上を図るため、未接続世帯への啓蒙普及活動を実施し、接続促進と使用料の増収を図ります。

2. 建設費のコスト削減

下水道区域の見直しや小口径管渠等の採用により、建設コストを抑制し、資本費並びに起債残高の削減を図ります。

3. 適正な維持管理

管渠等の定期的な点検・調査を実施し、維持管理の適正化に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資についての説明

・維持管理費については、近年の実績から緩やかな伸びを考慮し算出した。突発的な修繕等が発生しても対処できるよう、若干の余裕を見込んでいます。

・資本費については、起債の償還計画及び建設工事費の見込みから算出したものを計上しました。

・建設改良費については、起債残高200億以下という市の目標により建設改良費を抑制しており、下水道事業全体でおおよそ8億円前後を基準とした計画により算出しました。

・下水道事業の法適用化経費については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の全4事業分を下水道特別会計にまとめて計上しました。(～平成31年度)

② 収支計画のうち財源についての説明

財源についての説明

- ・当市は、資本投資費が多いため、使用料収入だけによる運営は困難であり、一般会計からの繰入金に依存する運営状況であります。
- ・現状、使用料収入と運営費(維持管理費)は、ほぼイコールであるが、人口減により使用料収入が減少に転ずる傾向が見られ、今後の運営は厳しいものが予想されます。
- ・起債元利償還に関しては、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況であります。
- ・繰入金に関しては、高資本費や分流式等の財政支援措置による支援があり、これに依存している状況であります。
- ・繰越額は、本来事業別で算定されますが、佐渡市の場合、特別会計による4事業1会計の特例を採用しており、繰越金も特別会計全体で一括管理しているため、各事業に再配分しています。そのため、事業別の繰越額は必ずしも一致しません。会計全体では一致します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費についての説明

- ・処理施設の運営に関しては、競争入札による民間委託により、費用の低減を図るべく努力しています。
- ・動力費における油代については、競争見積りを行い、極力安い業者を採用し、費用の低減を図っています。
- ・修繕費については、建設費同様に低コスト工法を推進し、費用の低減に努めています。
- ・大規模な修繕等が発生しないよう、処理施設設備や管の更新計画を策定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	佐渡市は離島であるために、他市町村との広域化は出来ませんが、隣接する処理区については検討していきます。
投資の平準化に関する事項	資本費及び起債残高の縮減を図るため、事業費を抑制(年約8億円)
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後とも、処理場及びポンプ場(MHPを含む)の運転維持管理を、民間に委託します。
その他の取組	汚泥の一括処理(国府川浄化センターでの焼却)による運搬経費の削減や、資源の有効利用等について検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、今後人口減少による減収が予想されることから、料金改定が必要になると考えられますが、現在国内でも高額な方であることから、当面の間は現状のままとし、水洗化率の向上を図り、減収を抑えたいと考えています。改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得る必要があると考えます。
資産活用による収入増加の取組について	汚泥のエネルギーや農業利用について検討していきます。
その他の取組	未接続世帯への啓蒙普及活動を実施し、接続促進による使用料の増収を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も処理場等の運転維持管理を、民間へ委託しますが、将来的は包括的民間委託等の導入について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	佐渡市将来ビジョンに基づき、適正な人員配置と定員管理を行い、職員給与費の適正化に努めます。
動力費に関する事項	適正な維持管理での節減に努めます。
薬品費に関する事項	適正な維持管理での節減に努めます。
修繕費に関する事項	計画的に修繕を実施し、施設の長寿命化を図るよう努めます。
委託費に関する事項	民間の活用により、経費の削減を図ります。
その他の取組	将来にわたり市民に安定的な下水道サービスを提供するため、公営企業法を適用し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。 平成32年4月から法適化を予定しています。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>経営戦略は、PDCAサイクルの実践により、進捗管理、事後検証を行い、5年に一度見直しを行ないます。 また、料金改定についても検討していきます。</p> <p>※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。</p>
---------------------	---